

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2999号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



天空のポピー (埼玉県皆野町・東秩父村)

もくじ

● ● ● ● ● ●
随 情 情 政 活 政

想 報 報 策 動 策

- 「田園回帰」に関する調査研究中間報告書」について……………(2)
- ふるさと納税の返礼品の送付等で申し合わせⅡ全国町村会……………(6)
- 一般職非常勤職員、制度を明確化Ⅱ地方公務員法・地方自治法を改正……………(7)
- 国政情報……………(9)
- 町村ご当地キャラしまん……………(10)
- 「Takamono(タカラモノ)」……………(12)
- 新潟県津南町長 上村 憲司……………(12)

コラム

山間地の地域力

民俗研究家 結城 登美雄

米価の下落、担い手の高齢化、耕作放棄地の増大など厳しさを増す中山間地農業を、ともに生き暮らす地域の人々の理解と協力で支えていけないか。そんな思いから始まった地域支援型農業「鳴子の米プロジェクト」の活動が今年で12年目をむかえた。この活動は大規模化一辺倒の農政に抗して、国に頼らず地域の作り手と食へ手が直接に支え合おうという試みでもある。そのために寒冷な山間地でも逞しく育つ品種を試験場でさがしてもらい、生産者には一俵18,000円を保証し、消費者には一俵24,000円で買い支えてもらうという市場原理とは正反対の、地域の食と農を守る運動でもある。12年前、山間地の3戸の農家で各10aの実験的作付けから始まったこの米づくりは、現在では23戸、17haまで広がり、毎年9000人から1,000俵以上の予約をとりつけるまでになっている。

もちろん活動は試行錯誤の連続だった。しかし生産者たちは「おいしいお米待ってるよ」の予約者の声に励まされ、老体にムチ打って頑張ってきた。作付け品種は糯米と粳米の良さを兼ね備えた低アミノ酸米(「ゆきむすび」と名付けられた)。冷めてもおいしいのおむすびに最適といわれた。しかしほとんどの米は予約者に直接配送されるので、地元では食べられないと不満がくすぶっていた。それに応えるため土・日曜だけの営業だが、農家の女性たちによるおむすび食堂「むすびや」を開店させたところ、地元はもちろん観光客に大好評だった。しかし東日本大震災で店舗が被災し、長い間休業を余儀なくされていた。それがようやく先月末に元の店舗から10km山奥にある中山平地区に復活再生した。復活した新「むすびや」は単におむすびを作り売るだけでなく、地域内外の人々とのコミュニティ拠点の役割はもちろん、山間地が抱える様々な地域課題(高齢者の見守りや買物代行など)に対応すべく、新たなプランと体制づくりをすすめているところである。

写真キャプション

皆野町と東秩父村にまたがる埼玉県宮秩父高原牧場内の皆野町側にあるポピー畑。標高500m、面積5.0haの広大な敷地に、約1,500万本のシャーレーポピーが植栽されている。例年、見頃となる5月中旬～6月上旬の土日に「ポピーまつり」を開催。

政策解説

「田園回帰」に関する調査研究中間報告書について

総務省地域力創造グループ地域自立応援課 本多 廣平

1 はじめに

平成27年の国勢調査において、我が国の人口は、国勢調査が開始されて以来はじめて減少に転じた。人口動態をみても、東京一極集中は依然として続いており、過疎地域に関する悲観的な論調も少なくない。しかしその一方で、若い世代を中心に、都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする機運が高まっていると言われている。この新しい潮流は「田園回帰」として注目されてきたが、個別の事例を除き、移住の実態や都市部の住民の意識等に関しては不明な点も多かった。

ここでは、「田園回帰」の実態をとらえ、今後過疎対策を講じるための基本的な材料を得ることを目的として、平成28年12月より、総務省過疎対策室は、有識者による「田園回帰」に関する調査研究会（座長：小田切徳美・明治大学農学部教授）を設置し、調査研究を進めた。具体的には、(1)人口移動に関するデータ分析、(2)都市部の住民の意識調査、(3)現地ヒアリング調査によって、過疎地域への移住の実態とともに、都市部の住民の潜在意識に関する分析が行われた。本稿は、平成29年3月に調査研究会が発表した「田園回帰」に関する調査研究中間報告書（以下、「中間報告書」という。）について、その要点を解説したものである。

2 「中間報告書」の概要

(1)人口移動に関するデータ分析

平成12年の国勢調査（以下、H12国勢調査という。）及び平成22年の国勢調査（以下、H22国勢調査という。）の個票データのうち、5年前に住んでいた場所を問う調査項目について結果を集計し、平成7年から平成12年の間の人口移動と平成17年から平成22年の人口移動について、都市部から過疎地域への移住者がどの程度いるか、また、どのような特徴がみられるかを分析した。この分析は、移住者の転出元と転入先に着目して、地方移住の実態を客観的に、統一的に把握した初めての調査と言える。

①過疎地域への移住者の数と人口に占める割合

過疎地域への移住者の数は、H12国勢調査では約107万人、H22国勢調査では約84万人であり、約23万人減少した。この間、非過疎地域への移住を含めた全国の移住者数も減少しており、H12国勢調査の約1,622万人から、H22国勢調査では約1,306万人へと約316万人減少しており、全国の移住者のうち過疎地域への移住者の割合は、H12国勢調査では6.6%、H22国勢調査では6.5%であり、ほぼ同じである。人口移動の総数の変化は、都市部における就業、雇用環境の変化や少子高齢化も一因と考えられるが、過疎地域への移住者の割合は一定で

あることは着目すべき点である。

②都市部から過疎地域への移住者の状況

過疎地域への移住者のうち、都市部（過疎地域を除く三大都市圏、政令指定都市、東京都特別区）からの移住者についてみると、H12国勢調査では約38万人、H22国勢調査では約27万人であり、一定の割合が「田園回帰」していることが分かる。このうち、転出元の内訳をみると、他の都道府県の都市部からの移住者は、H12国勢調査、H22国勢調査ともに約70%を占め、他の地域ブロックの都市部からの移住者は、H12国勢調査、H22国勢調査ともに、約半数となっており、多くの「田園回帰」が近隣市町村への引越しとは異なることをうかがわせる。

③都市部から過疎地域への移住者の属性

都市部から過疎地域への移住者について、年代別内訳をみると、H12国勢調査、H22国勢調査ともに、20代が最も多い（H12国勢調査：31・

政 策

5%、H22国勢調査：25・0%）。なお、H22国勢調査では、20代の割合と30代の割合の差が縮小しており（H12国勢調査：9・5ポイント、H22国勢調査：1・9ポイント）、過疎地域への移住の志向が30代にも広がっていることは興味深い。とりわけ、30代女性の割合は、H22国勢調査では、北海道から沖縄まで10の地域ブロック全てで、H12国勢調査より高くなっている。（資料1参照）

④総人口に占める都市部からの移住者の割合

平成12年4月1日時点のいわゆる旧市町村単位の区域を1区とする

と、H12国勢調査、H22国勢調査においては、全国全ての過疎地域の区域で、都市部からの転入者がいることが明らかになった。また、当該区域の総人口に対する都市部からの移住者の割合をみると、5%以上移住者では191区域（全国の区域の12・8%）、H22国勢調査では117区域（全国の区域の7・9%）であった。また、過疎地域への移住者数が大きく減少しているにもかかわらず、区域の総人口に対する移住者の割合が拡大している区域は249区域（全国の区域の16・7%）存在した。これを地図上に示すと、都道府県境や中山間地においても移住者の

割合の拡大がみられ、研究会では「地理的な縁辺性はもはや関係ない」との意見もあった。（資料2参照）

とりわけ、30代女性人口に占める都市部からの30代女性移住者の割合について、H12国勢調査とH22国勢調査を比べると、40・2%の区域（598区域）でその割合が拡大しており、20代男女や30代男性より多くの区域で増えている。増田レポートでは20～39歳女性人口推計を基に、自治体の消滅予測がされたが、現実には若年女性の過疎地域への移住の割合が拡大しているところ、各自治体において、その要因等を分析し、施策につなげられたい。

(2)都市部の住民の意識調査

「田園回帰」の全体像を把握するため、「実際に生じている都市部から過疎地域への人口移動」だけでなく、潜在的な「都市部の住民の農山漁村地域に対する関心の高まり」を把握するため、現在、都市に居住する住民に対してアンケート調査を実施し、過疎地域への関心や移住に対する意向等について調査を実施した。

①農山漁村地域への移住に対する考え

農山漁村地域に移住してみたいと回答した割合は、「移住する予定がある」(0・8%)、「いずれは(ゆくゆくは)移住したい」(5・4%)、「条件が合えば移住してみてもよ

い」(24・4%)となっており、合計すると30・6%にのぼる。男女別で見ると、男性の方が女性よりも農山漁村地域へ移住してみたいと回答した割合が高く、年代別で見ると、若い世代の方が、農山漁村地域へ移住してみたいと回答した割合が高かった。（資料3参照）

②農山漁村地域へ移住したいタイミング

最も移住を希望するタイミングは、「具体的な時期は考えていない」が32・9%で最も割合が高く、次いで「条件が整えばすぐにでも」が16・1%と続いた。年代別で見ると、「具体的な時期は考えていない」が全ての年代で最も割合が高く、次いで、20代及び30代では「条件が整えばすぐにでも」、40代では「子育てが終わったら」、50代では「自分又は配偶者が退職したら」、60代では「配偶者との離・死別など家族構成に変化があったら」が続いている。

③農山漁村地域への移住後の居住期間

移住意向のある者のうち、移住先での居住期間については、23・2%は定住したいと回答した一方で、「ライフステージの各段階で、その時々々の条件に合う地域を選んで移り住みたい」が29・4%で最も割合が高い。

④農山漁村地域への移住の必要条件

移住意向のある者のうち、移住す

る上で最も重視する条件については、男女ともに「生活が維持できる仕事(収入)があること」が最も割合が高く、全体では55・8%となっている。

(3)現地ヒアリング調査

「田園回帰」の要因を分析するため、近年都市部からの移住が顕著にみられる地域を対象に移住促進策に力を入れており、若年層の人口増など、特徴的な人口動態がみられる市町村として、秋田県五城目町、岡山県真庭市、大分県豊後高田市の3市町を抽出し、現地ヒアリング調査を実施した。研究会では、移住における地元のキーパーソンの大切さや、「定住」に重きを置きすぎず、「交流」を促進することの重要性が評価されるとともに、補助金があったから移住したという人は少ないのではないか、という意見が出た。

(4)総括と課題

以上みてきたように、都市部の住民の約3割が「農山漁村地域に移住してみたい」と回答し、とりわけ若い世代でその割合が高く、約2割が「農山漁村地域が子育てに適している」と回答している。実際、移住者は20代が最も多く、平成22年には30代にも広がりを見せている。とりわけ、過疎地域の4割の区域で30代女性の移住が拡大した。さらに、移住者の割

政 策

合を示す地図からは、都道府県境や中山間地においても移住者の割合が拡大していることが読み取れる。

注目すべきなのは、都市部における一定の割合の住民が農山漁村地域で暮らすことに積極的な価値を見出しているということである。すなわち、都市部から過疎地域への移住は、暮らしにくい都市部から逃れるという「プッシュ要因」よりもむしろ、「暮らしたい場所」「自己実現ができる場」として移住者を惹きつける「プル要因」による部分が大きいのではないだろうか。実際、農山漁村へ移住したい理由として「気候や自然環境に恵まれたところで暮らしたいから」「環境にやさしい暮らし(口ハス)やゆっくりとした暮らし(スロライフ)、自給自足の生活を送りたいから」との回答が多くあり、移住後に望む仕事として「持っている資格や知識、スキルを活かしたい」という回答が最も多い。かつては夢物語であった「田舎暮らし」は、今や過疎地域において着実に実現しつつあると言えるだろう。

3 おわりに

従来、過疎地域の価値として指摘されたのは、食料生産、環境保全、水源涵養などの公益的機能であっ

た。しかし、本調査によって明らかになったのは、移住者によって、「暮らしの場」「自己実現の場」という価値が見出されているということである。近年の移住者は、必ずしも一つの企業に雇用されることこだわらず、起業・創業する、複数の仕事から収入を得るなど、多様な働き方を模索する人も多い。過疎地域の地的・社会的なつながりの強さや、地域の伝統文化・生活文化は、こうした人材を惹きつけ、呼び込むリソースとなる。各々の地域においては、より多くの人を呼び込めるよう、どこでも画一的な「ミニ東京」を目指すのではなく、地域固有の魅力を引き出し、自分らしく働ける環境を提供し、地域と移住者をつなぐコーディネート人材がいることを強みとしてほしい。

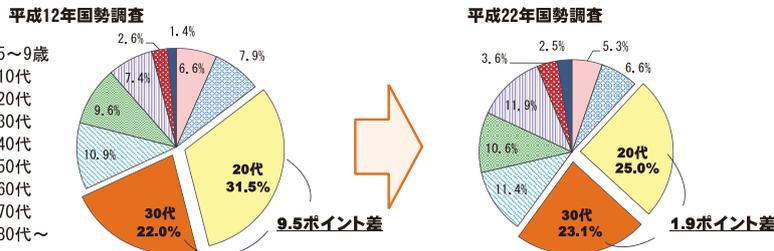
「田舎暮らし」は、いまだ特定の区域への人口流入であり、区域の人口が少ないために顕著な変化として捉えられる面があることは否定できない。しかし、過疎地域は「自分らしく暮らし、働く場」として再認識されつつある。この「中間報告」が、過疎に直面する町村にとって、集落や町村自体の消滅を危惧する声に抗して過疎対策に取り組む明るい材料となれば大変幸いである。

資料 1

都市部から過疎地域への移住者の属性

○ 都市部から過疎地域への移住者について、年代別内訳をみると、H12国勢調査、H22国勢調査ともに、20代が最も多い(H12国勢調査:31.5%、H22国勢調査:25.0%)。そのうち、H22国勢調査では、20代の割合と30代の割合の差が縮小しており(H12国勢調査:9.5ポイント、H22国勢調査:1.9ポイント)、過疎地域への移住の志向が30代にも広がっている傾向がうかがえる。とりわけ、30代女性の割合は、H22国勢調査では、北海道から沖縄までの10の地域ブロック全てで、H12国勢調査より高くなっている。

【都市部から過疎地域への移住者の年代別内訳 (男女合計)】



■都市部から過疎地域への移住者の属性 (30代女性) 【地域ブロック別】

Table showing migration attributes for 30-year-old women by region block, comparing H12 and H22 data across various regions like Hokkaido, Tohoku, Kanto, etc.

Table showing migration attributes for 30-year-old women by region block, comparing H12 and H22 data across various regions like Hokkaido, Tohoku, Kanto, etc., with a red highlight on the 30s row.

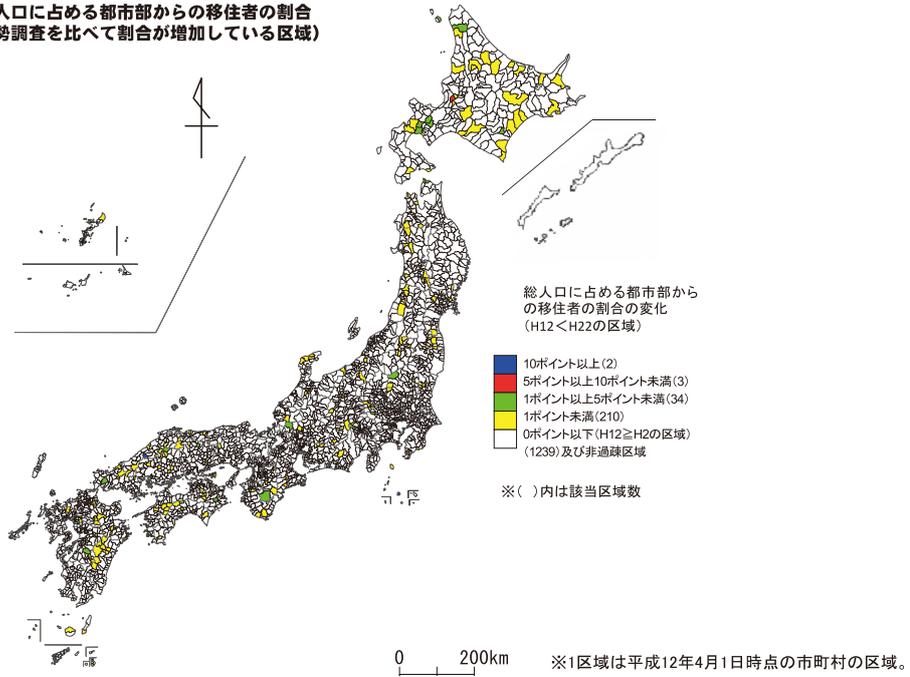
政 策

資料2

総人口に占める都市部からの移住者の割合 (H12<H22の区域)

- 過疎地域への移住者数が大きく減少しているにもかかわらず、区域の総人口に対する移住者の割合が拡大している区域は249区域(全国の区域の16.7%)であった(区域数の合計は1,488)。
- 都道府県境や中山間地においても、移住者の割合の拡大がみられる。

■過疎地域の区域の総人口に占める都市部からの移住者の割合 (H12国勢調査とH22国勢調査を比べて割合が増加している区域)

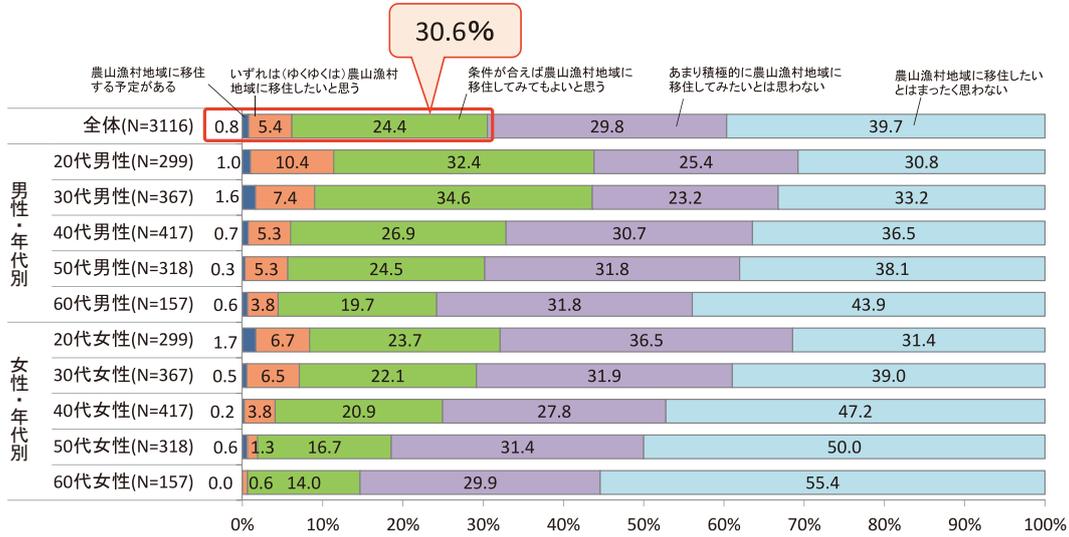


資料3

農山漁村地域への移住に対する考え

[質問] あなたは、農山漁村地域に移住してみたいと思いますか。あなたご自身のお考えとしてお答えください。(○はひとつ)

- 全体で、農山漁村地域に移住してみたいと回答した割合は、「移住する予定がある」(0.8%)、「いずれは(ゆくゆくは)移住したい」(5.4%)と「条件が合えば移住してみてもよい」(24.4%)を合わせた30.6%となる。
- 男女別で見ると、男性の方が女性よりも農山漁村地域へ移住してみたいと回答した割合が高い。
- 年代別で見ると、若い世代の方が、農山漁村地域へ移住してみたいと回答した割合が高い。



活 動

全国町村会

ふるさと納税の返礼品の
送付等で申し合わせ

全国町村会（会長・藤原忠彦長野県川上村長）は、4月26日に開催した理事会において「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について（申し合わせ）」を審議し、以下のとおりを決定した。

ふるさと納税に係る返礼品の送付等について（申し合わせ）

ふるさと納税制度は、ふるさとや地方団体に対し応援をする気持ちを形にする仕組みとして創設されたものであり、地域活性化や被災地への支援等にも資するものである。

しかしながら、ふるさと納税制度とは別に地方団体が独自の取組として行っている返礼品の送付について、最近では、地方団体間の競争が過熱し、このような状況が続けば、ふるさと納税制度に対する国民の信頼を損うことが懸念されることから、総務大臣は、先般、寄付額に対する返礼品の調達価格の割合を3割以下とすること等を内容とする大臣通知を各地方団体に発出されたところである。

全国町村会は、今後、ふるさと納税制度を健全に発展させ、真に地方創生等に繋がる仕組みとして活用していくため、総務大臣通知に沿って、責任と良識のある対応をしていくことを申し合わせる。

平成29年4月26日

全国町村会

全国防災・危機管理トップセミナー 消防庁

我が国は、その自然条件から地震、水害など各種災害が発生しやすい特性を有しています。

消防庁では、いつ、どこで発生するか予測できない災害に的確に対応できるよう、町村長を対象としたトップセミナーを開催します。

熊本地震に対応した首長さんの講演等を通じて、災害対応のあり方を再確認します。

(2)「町村長に求められる初動対応」

東京大学大学院情報学環
総合防災情報研究センター
センター長・教授

田中 淳氏

5. 申込み
5月26日までに都道府県を通じてお申込みください。

6. 問い合わせ先
消防庁国民保護・防災部防災課
電話：03(5255)3(7525)

1. 日時

平成29年7月5日（水）
15:00～16:35

2. 会場

全国町村会館2階ホール
東京都千代田区永田町
1-11-35

3. 主催

消防庁

4. プログラム

(1)「熊本地震への対応」

熊本県西原村長

日置 和彦 氏



▶ 全国市長会「防災・危機管理トップセミナー」で挨拶する高市総務大臣（平成28年6月8日）

一般職非常勤職員、制度を明確化 ～期末手当支給も可能に～

地方公務員法・地方自治法を改正

政府は、これまで法律上の位置付けがあいまいだった地方自治体の一般職非常勤職員について、「会計年度任用職員」として任用方法などを明確化させる地方公務員法と地方自治法の改正案を今国会に提出し、与野党の賛成多数で成立した。期末手当（ボーナス）を支給することも可能とし、政府が進める民間での「同一労働同一賃金」と歩調を合わせる形となった。

自治体が臨時・非常勤で職員を任用する仕組みとしては、特別職非常勤職員、臨時的任用職員、一般職非常勤職員の3種類があるが、特に特別職非常勤職員と臨時的任用職員の2つで、制度の趣旨に合わない運用も散見されるのが実情だ。そこで、その2種類の任用を厳格化する一方、通常の事務補助に当たる担い手を会計年度任用職員に移行するよう促し、任用の適正化を図る狙いだ。2020年4月に施行する。

任用の現状と課題

総務省は地方公務員の臨時・非常勤職員の任用の在り方を探るため有識者らによる研究会（座長・高橋滋法政大教授）を設置。16年7月に初回合を開き、同12月に報告書を取りまとめた。改正法はおおむね報告書を踏まえたものだ。

臨時・非常勤職員を見ると、地方公務員法が適用される一般職のうち臨時的任用職員26万人（16年4月現在、以下同）と非常勤職員17万人の

ほか、地方公務員法が適用されない特別職の非常勤職員22万人がいる。

16年4月の臨時・非常勤職員数は合計64万5,000人に上ったが、05年4月時点での45万6,000人と比べると1.4倍に膨らんでいる。行政改革により正規の職員数は減少傾向にある一方で、教育や子育てなどの行政需要は増大しており、臨時・非常勤職員で対応せざるを得ないという事情があるためだ。事務補助や教員・講師、保育士、給食調理員、図書館職員など幅広い分野で活用が進んでいる。

研究会では、臨時・非常勤職員の課題を三つ挙げた。一つは、単なる事務補助職員は本来一般職非常勤職員として任用することが想定されてきたものの、実際には特別職非常勤職員となっているケースが目立つ点だ。特別職非常勤職員は本来、専門性が高く、その学識や経験に基づいて公務に参画する顧問や参事、調査員らが該当するもので、事務補助職員は当てはまらない。特別職であるため、守秘義務や政治的行為の制限といった地方公務員法の規定が適用されないという課題もあった。

課題の二つ目としては、一般職非常勤職員の採用方法などが地方公務員法に規定されていなかったため、任用が進んでいないことだ。改正前では「職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は採用、昇任、降任または転任のいずれかの一方の方法により、職員を任命することができ」と規定されていたのみで、「一般職非常勤職員の任用について詳細に定めているわけではなかった。

課題の三つ目には、処遇上の課題がある。これまでの制度では、非常勤職員は労働者としての側面を帯びているのにも関わらず、期末手当の支給対象から外れている。国家公務員の非常勤職員に対しては支給可能であるほか、安倍政権が民間企業に

政 策

おける「同一労働同一賃金」を進めている中で、自治体に勤める非常勤職員の処遇が課題となっていた。

特別職、臨時を厳格化

そこで報告書は、「制度の改正を通じて、まず、特別職非常勤職員と臨時的任用職員の任用について、要件の厳格化を行うべき」と強調した。特別職非常勤職員については、職務の内容が補助的・定型的であったり、労働者として勤務管理がされる立場であったりする場合、特別職ではなく一般職として任用すべきだと指摘。専門性の高い人に限定して特別職の任用を行うよう提言した。改正法でも特別職の任用の対象者について「専門的な知識経験などに基つき、助言、調査などを行う者」と規定し、厳格化した。

臨時的任用職員については、これまでの制度でも、緊急の場合で正規の任用手続きを経る時間的な余裕がない場合に限った特例的な仕組みとして地方公務員法に規定されてきた。成績主義の原則を乱しかねないため、厳格な制限が設けられていたのが特徴だ。

一方で国家公務員法では、「常勤官職に欠員を生じた場合」に限って臨時的任用ができることとなってお

り、この点では地方公務員法よりさらに厳しい文言となっていた。報告書では、地方の臨時的任用も国と同じような扱いとするよう提言。改正法でも対象を「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化することを盛り込んだ。

会計年度任用職員を創設

報告書は特別職非常勤職員と臨時的任用職員の任用の厳格化を進めるよう求めた上で、「各自治体では特別職非常勤職員と臨時的任用職員から一般職非常勤職員の新たな仕組みへの必要な移行を進め、全体として任用根拠の適正化を図るべき」と強調した。

事務補助に従事する臨時・非常勤職員は基本的に一般職非常勤職員に移ることを求めるものだが、自治体からは地方公務員法上の規定が明確に設けられていないとの指摘が出ていた。そこで報告書は、一般職非常勤職員制度の新たな仕組みづくりを提案した。

具体的には、採用の際、できる限り広く募集した上で、客観的な能力の実証を行う必要があると指摘した。常勤職員は競争試験によることが原則となっているが、非常勤職員については特例として競争試験が選

考によって採用することを提示。任期は、採用日の属する会計年度末までの最長1年間とした。

服務については、信用失墜行為の禁止や守秘義務、政治的行為の制限といったことは引き続き適用し、懲戒処分の対象とするよう求めた。営利企業の従事制限については、勤務時間などの形態を勘案して必要に応じて弾力的な運用を行うことが可能という点を明示するよう求めた。

非常勤職員の給付体系に関しては、現状で報酬と費用弁償のみで手当の支給は不可となっているが、民間の労働者や国家公務員との制度的な均衡を図るため、常勤職員と同様に給料と手当の支給対象とするよう見直しを要請した。期末手当については、6カ月以上の相当長期にわたって勤務する職員を対象に支給を検討するよう求めた。

総務省は報告書の内容を受けて法案を策定した。地方公務員法では、会計年度任用職員を定義付けた上で、採用方法などを明確化。地方自治法には、会計年度任用職員に期末手当の支給を可能とするような規定を設けることにした。

総務省は地方自治体から意見を聴取した結果、会計年度任用職員の処遇改善については、給料と手当の支給対象とするよう求めた報告書通り

ではなく、引き続き報酬と費用弁償の対象としつつ、期末手当を支給可能とすることにした。ただし、フルタイムの職員については給料と手当の支給対象とする。

また、当初は改正後2年程度の準備期間を置くことを想定していたが、地方自治体からの要望を踏まえ、施行日を20年4月に後倒しし、十分な準備期間を確保することを決めた。

地方財政への影響は今後の課題

改正法の成立を受けて、各自治体は臨時・非常勤職員の任用根拠の見直しや勤務条件を定める条例を制定する必要があるため、総務省は今年の夏ごろに自治体向けのマニュアルをまとめて、支援する方針だ。

新たに創設する会計年度任用職員制度を理解してもらうため、採用時の能力実証の方法や給与水準の設定などについて解説する考えだ。

また、会計年度任用職員への期末手当支給ができるようになることから、中長期的には地方財政計画への影響が注目される。改正法の施行後、期末手当支給がどれくらい広まるかを調査した上で、地方財政措置のあり方を検討する。

時事通信社内政部記者 増淵慶彦

情報



◎ふるさと納税の返礼品上限3割に限定など要請―総務省

総務省は4月1日、ふるさと納税の返礼品の送付について各自治体に通知した。一部自治体での返礼品の過当競争が激化していることを踏まえ、返礼品の価格を表示しない、商品券など金銭類似性が高い・資産性が高い・価格が高額なものなどの送付禁止を求めるとともに、「3割を超える返礼品割」の送付団体は「速やかに3割以下とする」と初めて具体数字を示して是正を求めた。高市早苗総務相は、3月31日の記者会見で「返礼品割の妥当な水準を3割とするものではない」とした上で、趣旨に反する事例に対し、「今後は必要に応じ、総務省として個別の団体に直接、見直しを強く働きかけていくことを予定している」と述べた。これを受けて、全国市長会は「制度本来の趣旨を踏まえ適切に対応していく」、全国町村会は、4月26日の理事会で「責任と良識ある対応をしていく」との申し合わせを行った。(6頁参照)

◎日本の推計人口と将来推計人口を発表―総務省・厚生労働省

総務省は4月14日、国勢調査に基づく人口推計(2016年10月1日現在)を発表した。総人口は1億2,693万3千人で、前年に比べ16万2千人(0.1%)減と6年連続の減少。うち65歳以上の割合が初

めて2%台となった。都道府県別では、人口増加は東京0.8%、沖縄0.4%、埼玉・愛知各々0.3%の増など7都県だけで、40道府県で減少。秋田1.3%、青森1.1%、高知1.0%の減と3県では減少率が1%を超えた。

一方、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は4月10日、日本の将来推計人口を発表した。2015年の総人口1億2,709万人が、53年には1億人を割り、65年には8,808万人に減少する。また、年少人口(0~14歳)は、1980年代から減少を続け、21年に1,400万人台、56年には1,000万人を割り、56年には898万人にまで減少する。一方、老年(65歳以上)は2020年に3,619万人に増加、42年には3,935万人のピークを迎えるが、その後は減少し65年には3,381万人となる。ただ、その割合は15年の26.6%が、36年に33.3%に、65年には38.4%に上昇、2.6人に1人が老年となる。

◎国と地方の在り方(地方自治等)めぐり議論―衆議院憲法審査会

衆議院憲法審査会は4月20日、国と地方の在り方(地方自治等)について参考人から意見聴取した。5月11日には、同テーマで各党の意見表明・自由討議を行う。

参考人のうち、佐々木信夫中央大学教授は、地方自治法を廃止し自治基本法に変えて多様な自治制度を地域が選択できるようにすべきとした上で、都道府県制度を見直し道州制移行を検討すべきで、そのため「州制度移行国民会議」の設置を提案した。これに対し、斎藤誠東京大学教授は、国の立法権による過度の介入防止のため地方自治法(自治体に関する法令の立法原則)や、自治体の司法的救済権利を定めるヨーロッパ自治憲章を憲法レベルで規定するよう提案。また、議

会が首長を選出する制度検討を求める一方、「集権的な道州制には反対だ」とした。このほか、大津浩明治大学教授は国・自治体の多様な利害調整のため「対話型立法権分有」を「地方自治の本旨」とすべきだとした。

◎当面の地方行財政の課題などを財政課長等会議で説明―総務省

総務省は4月21日、省内で全国都道府県財政課長等会議を開き、当面する地方行財政の課題等を説明した。その中で黒田武一郎地方財政局長は、2018年度までは地方一般財源総額が確保されるが、今後も「政策の効果測定」の要求が厳しくなると指摘し、公共施設総合管理計画や公営企業経営戦略の策定などを要請。同時に、自治体の基金積立てが過去最高となっているとし、「赤字国債・臨財債を発行して確保した財源の中で基金を積み立てることにいろいろな問題点の指摘がある。これも念頭に置いて財政運営に対応してほしい」と述べた。

一方、経済財政諮問会議は4月25日、地方創生と社会資本整備等を審議。その中で民間議員が、所有者の把握がむずかしい土地への方針を骨太方針で明記すべきと提起。山本二農林水産相は、相続未登記農地等が合計93万ha、全農地の約2割あり、これが集積・集約化の妨げとなり、遊休農地化するおそれ大きいと指摘。このため、事実上の管理者の判断による農地貸付や時効取得を可能とする制度化、土地・登記制度の抜本的対策が必要との意見を紹介した。

◎森林吸収源対策税制と地方消費税で検討会発足―総務省

総務省は4月21日、森林吸収源対策税制に関する研究会を発足させた。昨年の与党税制改正大綱で森林環境税制(仮称)創設に向け2018年度税制改正で結論を得るとされたことを受けたもの。今後、①税の

目的・性格、基本的な仕組み②税収の使途③税収の配分の考え方(配分先・半分基準等)④都道府県等の超過課税との関係などを検討。秋に最終とりまとめを行う。同税には、地方六団体も「全国森林環境税の早期導入(全国町村会)などを要望しているが、都道府県では既に「森林環境税」などを35団体(15年度)で導入している。

また、4月25日に地方消費税に関する検討会を発足させた。地方消費税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、地方消費税の清算基準を検討する。

◎これからの移住・交流のあり方で中間まとめ―総務省

総務省の「これからの移住・交流施策のあり方検討会」は4月25日、中間とりまとめを発表した。地方圏域では人口減少・高齢化と地域づくりの担い手不足が深刻化しているが、地域外の人材もその担い手の役割を果たしうるとして「定住・移住人口」でもない、地域の人々と多様に関わる「関係人口」との継続的・複層的なネットワークの形成を提案。そのため、①中長期的な視点で段階的な移住・交流を支援する②「ふるさと」の関わりを継続的に築く新たな仕組み検討③「関係人口」と地域をつなぐ人材の育成に対する支援などを提案した。

一方、総務省は同日、都市部の若者が一定期間、地方で働きながら地域住民と交流などを実施する「ふるさとワーキングホリデー」に石川、福井、岐阜、京都、鳥取、島根、岡山、高知、福岡、宮崎の10県を指定。また、4月14日に「お試し勤務」による誘致戦略を支援する「お試しサテライトオフィス」モデル事業に北海道下川町、群馬県みなかみ町、奈良県五條市など5市町村、鹿児島県伊仙町など8地域を指定した。(ジャーナリスト 井田正夫)

町村

ご当地キャラじまん

Vol.24

特産品だけじゃない！

文化・歴史を身にまとして観光大使！！

ご当地自慢の美味しいものや伝統行事を身にまとい、
体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。
今回は、東ブロック（北海道・東北・関東）からピックアップ。

東
ブ
ロ
ッ
ク



田んぼアート特命係長

米こめくん

8月18日生まれ（八十八＝米）。お米の妖精。年齢・性別は不明。特技は踊ること。からだ全体がお米で、もみ殻部分は洋服。田んぼアートの稲の色にちなんで7色の着替えを持つおしゃれさん

青森県田舎館村

2009年に田舎館村商工会で実施した「地域特産品商品化プロジェクト」田んぼアートのいなかだて米こめプロジェクト」によって誕生したキャラクター。もちろん、古代米などのカラフルな稲を使って水田に巨大な絵を描く「田んぼアート」のPRが使命の特命係長です。村内や近隣市町村で田んぼアートのPRができるイベントがあれば、出かけて行って参加します。時には首都圏にまで出発することもあるとか。田んぼアート発祥の地と言われる村では、1993年から毎年田んぼアートを開催。米こめくんの人気もあって、2016年の田植えイベントには1300人が参加し、田んぼアートを一目見ようと訪れた来場者は約30万人にものぼりました。田んぼアートの素晴らしいさを全国に広めるべく、古代米を模した7色のもみ殻服を携えて、今後さまざまな場所に出かけていきます。

五霞町イメージキャラクター

ごかりん

茨城県五霞町

2012年に公募により誕生した五霞町のイメージキャラクター。頭の上の大きな赤い花は町の花「バラ」、水色のからだは町を流れる江戸川（利根川）を表しています。両手を広げて羽ばたくようにするのが得意ポーズなのですが、これは町の鳥「ヒバリ」を表現しているのだから。毎年11月上旬に開催される「五霞ふれあい祭り」で楽しそうにしている様子を見て、女の子から「ごかりん」と呼ばれたのが名前の由来です。2016年から本格運行となった五霞町コミュニティ交通「ごかりん号」は、ごかりんが描かれたラッピングバスで、鉄道へのアクセスや町民の買い物足の定として、今や町民の生活に欠かせません。誰からも愛される存在で、さまざまな種類の「ごかりんグッズ」はどれも人気。道の駅ごかを主な活動場所としています。町内外のイベントで町のPR活動にも励んでいます。



年齢・性別不明の水の妖精。春生まれらしい。おっとりとした性格。出逢いを大切にしている。人を喜ばせたり、楽しませたり、元気つけることが大好き。頭につけた赤いバラがチャームポイント



東庄町イメージキャラクター

コジュリンくん

千葉県東庄町

11月3日生まれ。男の子。永遠の10歳。特技はじゃんけん。元気いっっぱいな性格で、ハードウオッチングや釣り、食へ歩きが大好き。ツイッターで観光情報を絶賛まくれつぶやき中

21世紀を迎えるにあたって、町のイメージキャラクター案を町内外に募集し、2000年に誕生したキャラクター。1995年に町の鳥に制定された「コジュリン」をモチーフにしています。「コジュリン」とは、利根川のアシ原に住んでいる珍しい鳥で、羽根は茶と白、ホオジロの仲間ですが、スズメより小さい鳥です。町内のイベントに参加することが大好きなコジュリンくん。町民や観光客との交流を楽しみますが、ツイッターを活用して観光情報を発信するのも仕事です。あいさつはいつも「ジュリン☆」。永遠の10歳」といつだけあって、いつも元気いっぱい！町のイメージアップのためにも、出会った人々に笑顔と元気をふりまきながら、コカブやいちご、豚肉など町の特産品をPRするとともに、町のPRにも一生懸命取り組んでいます。

今回は、中ブロック（北信・東海・近畿）からご紹介します

情 報

地域づくりの「元気の素」を募集中!

平成29年度あしたのまち・くらしづくり活動賞募集

(公財)あしたの日本を創る協会

同協会はこのたび「平成29年度あしたのまち・くらしづくり活動賞」の応募受付を開始した。

同賞は、全国各地で展開されている活力のある地域づくり・くらしづくり・ひとづくり活動に取り組む地域活動団体等の優れた活動を顕彰するもの。震災復興のまちづくり活動及び復興支援活動も募集する。

●対象

応募対象は、地域住民が自主的に結成し運営している団体や、こうした団体と積極的に連携して地域づくりに取り組む企業、商店街、学校など。地域に即した発想・リーダーシップ・方法などにより、2年以上活動し大きな成果をあげており、市区町村地域程度までを範囲に活動している団体を対象とする。

●応募対象となる活動内容やテーマ

震災復興のまちづくり活動や復興支援活動、災害に強い安心安全な地域づくり、住民同士の支えあい活動、地域コミュニティの維持・子育て支援、高齢者の生きがいづくりや日常生活のサポート、生活環境の改善、地域文化の振興、資源リサイクルや地域環境保全、都市と農山漁村との交流、地域の伝統を生かした食育・地産地消活動など、住み良い地域づくりにかかわり活動。

●応募締切

7月5日(水)

●応募方法

①応募用紙(ホームページの所定の用紙に記入)、②応募原稿(これまでの活動内容と現在までの成果等を2、000字程度)、③写真(活動の様子がわかる写真3枚程度)を合わせて提出。同協会へEメール(ashita@ashita.or.jp) または郵便・宅配便で送付。

なお、県内審査を行う、福井・兵庫の各県内からの応募は各県協議会へ送付。協議会の連絡先は同協会へお尋ねを。

●賞(予定)

内閣総理大臣賞(賞状、副賞20万円)、内閣官房長官賞(賞状、副賞10万円)、総務大臣賞(賞状、副賞10万円)等

●主催

(公財)あしたの日本を創る協会、都道府県新生活運動等協議会、読売新聞東京本社、NHK

●後援(申請中)

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本商工会議所、全国商工会連合会、日本青年団協議会、(一財)長寿社会開発センター、(一財)日本宝くじ協会

●問い合わせ先

(公財)あしたの日本を創る協会(TEL 03-5772-7201)まで。

詳細は同協会ホームページ(http://www.ashita.or.jp)を参照。

町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

http://www.zck.or.jp/choson/

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、

これからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。

・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)でお願いいたします。



随 想

「Takaramono
(タカラモノ)」

つなん かみ むら けん じ
新潟県津南町長 上村 憲 司

津南町は、平成の大合併では町民とともに自律の道を選択した、全国で最も雪の多い人口1万人の小さな町です。

私は平成22年6月に津南町長に就任し、「第5次津南町総合振興計画」を策定する中で、「強くてどこよりもやさしいつなんづくり」に取り組む決意を表明しました。しかし、その矢先、平成23年3月に長野県北部地震に見舞われ、町内に甚大な被害

が発生し、町民の生活にも大きな影響がありました。多くの皆様から励ましのお言葉やお見舞い、そして町民から勇気をいただく中、一丸となって復興に取り組んでまいりました。

復興が進む中、「強いつなんづくり」を進めるにあたり、この地域を「苗場山麓ジオパーク」として日本ジオパークへ登録することをひとつの柱とすることとしました。この地域には、河岸段丘をはじめとした世界的にも珍しい貴重な大地（ジオ）、生態（エコ）、雪国文化（カルチャー）があるのです。

日本ジオパークへの登録には、単に地質学的特徴があるだけでなく、地域として魅力を知り、保護を行う活動も重要であるとされています。こうした中で、津南小学校の子どもたちが6つのプロジェクトを立ち上げ、様々な形で苗場山麓ジオパークを応援してくれたのです。そのひとつとして、PRソング「Takaramono」が生まれました。「たった一つのタカラモノ 津南はただのいなかじやないのさ あふれる自然の中 生まれた奇跡の大地 苗場山麓ジオパーク 僕らが津南の未来を創る」、私はこの歌を初めて聞いた時、嬉しさのあまり涙が止まりませんでした。自分たちが生まれ育つ津南町を宝物

であると考え、自分たちがつなぎ、新しい未来を創る。これこそが、私のタカラモノであり、守っていかなければいけないものであると確信しました。この他にも認定に向けての動きが町内で次々と盛り上がりを見せ、平成26年12月に日本ジオパークへ登録されました。

タカラモノの視点は、これまで「やっかいなもの」であった「雪」を、「雪のお蔭で」と発想を変えさせるきっかけともなりました。雪を地域資源と考え、これを熱冷却に活用するデータセンターの誘致に成功しました。雪は、農産物にも活用され、冬季間に屋内に大量の雪を貯め、日本一の品質とされるユリ切り花力サプランカの出荷に活用したり、農産物を雪室に貯蔵することで付加価値（貯蔵により甘みが増加します）を加えたりすることも進められています。春先に雪の下から掘り起こす「雪下ニンジン」は、ニンジンとは信じがたい、甘さ、みずみずしさから毎年テレビにも取り上げられ、全国的にも認知度が上がっています。

雪はまた、豊富で清冽な水をこの地にもたらしてくれます。津南の水は軟水で、とてもまろやかな美味しい水です。水工場を誘致し、大手コンビニエンスストアの全国1万店超の店舗で「津南の天然水」が販売さ

れています。雪由来の豊富な水は大地を潤し、魚沼コシヒカリを町独自の基準「津南町認証米」として栽培し、高い評価を得ています。

さらに、津南町の、そして私のタカラモノである子どもたちのために、「やさしいつなんづくり」を進めています。胎児から就労まで切れ目のない支援を実現するために、保育園の担当部署を教育委員会に移して、保育園と小学校はもちろん様々な子育て支援の連携を進める「育ネットつなん」を創設し、一貫した子育てのシステムを確立しています。小さな津南町だからできる、小さなソフト事業にも力を入れており、そのひとつ「早寝、早起き、朝ご飯」の取組の一部が評価され、平成29年3月に文部科学大臣表彰をいただきました。また、使用されていない教員住宅を活用し「子育て支援住宅」として活用したり、妊産婦医療費助成や高校卒業までの医療費助成を行ったり、支援策を拡大していきます。

高齢化や人口減、厳しい経済情勢など、町のおかれた状況は決して楽観できるものではありません。しかし、これからも、町民と一丸となつて、津南町のタカラモノを、守り、つなぎ、新しい未来を創造していきたいと考えております。